

令和5年11月21日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大津市長

市町村名 (市町村コード)	大津市 (201)	
地域名 (地域内農業集落名)	新免 地区 (新免)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年11月16日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・平成8年6月に集落営農組織の法人化を行ったが農作業に従事する組合員の高齢化が進み、10年後は維持できなくなることが予想される
 ・畦畔、高土手の草刈り作業が重労働で、高齢化による危険な状況で、他作業においても効率低下が見受けられる

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稲・小麦・大豆を主要作物としつつ、ブロックローテーションを基本に生産性の高い農業を進める
 ・水稲はヘアーベッチにより環境に配慮した取り組みを進め、他生産者との差別化を推進する
 ・町内の非農家や定年帰農者など農作業に従事する多様な人材の確保に努めていく

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	18 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	18 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域の農用地区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・集落一農場を基本とし、土地条件、土壌条件等を考慮しながら担い手(農事組合法人:新免営農組合)への農地の集積・集約化を基本とする
(2)農地中間管理機構の活用方針
・目標地図に基づき農地中間管理機構に貸し付け、担い手(農事組合法人:新免営農組合)へ集積する
(3)基盤整備事業への取組方針
・基盤整備事業は完了済である
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・町内の非農家や定年帰農者など、農作業に従事する多様な人材の確保に努めていく
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・作業の効率化が期待できる防除作業は、レーク滋賀農業協同組合への委託を進める

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ① 獣害の被害が拡大しないよう、捕獲の強化や防護柵の設置等を検討する。
- ② 水稻はヘアリーベッチにより環境に配慮した取り組みを進める。
- ③ 生産の効率化・高度化を確立するため、スマート対応自動草刈り機の導入をはじめ、スマート農業を推進する。